

・契約別紙をなくしている。〔赤 10〕

訪問介護(赤マーカー)集計

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	1	0	1	0	0	4(*5)

(*5) 内容

- ・実際に合わせた表現とした。〔赤 8〕
- ・重要事項説明書で細部を説明しているので、契約書に「重要事項のとおり」とし、複数になることを防止した。従って契約書と重要事項説明書をセットで譲っている。〔赤 10〕
- ・日用品等単価を入れた。〔赤 19〕
- ・契約書別紙は重要事項説明書と重複する為。〔赤 26〕

Q. 4

選択肢	1	2	3	その他
回答数	5(*6)	21	4	1(*7)

(*6) 内容

- ・東社協老人福祉部会。〔赤 5〕
- ・東社協施設管理検討委員会。〔赤 18〕
- ・厚生労働省老健局事業運営基準担当者会議資料。〔赤 32〕

(*7) 内容

- ・平成 15 年開設のためなし。〔赤 33〕

Q. 5

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	0	1	7	0	22	0

(*8) 内容

- ・文言の整理、未契約期間の取扱明記等。〔赤 2〕
- ・裁判管轄条項を削除。〔赤 20〕
- ・日用品費等自己負担の徵収について。〔赤 25〕

Q. 6

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	2	1	1	0	0	0

Q. 7 [特に記述はなかった。]

(以上)

* () 内はアンケートの番号、施設(赤マーカー)の物は数字の前に「赤」と記し、訪問介護(赤マーカー)の物は数字の前に「青」と記した。

(例)施設(赤マーカー)の 3 番目のアンケートの記述によるとき→〔赤 3〕

合計 21 (有効回答 21)

Q. 1

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他
回答数	16	0	0	0	1	1	0	2(*1)	1 (*2)

(*1) 内容

- ・法人独自のもの。〔青 3〕
- ・NPO 法人 ACT ネットワークによる地方行政区たすけあいワーカーズをベースに作成。〔青 16〕

(*2) 條数回答 1 通

- ・1、7 を選択。〔青 18〕

Q. 2

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	3	0	10	1	4	3(*3)

(*3) 内容

- ・最も分かりやすい書式だったため。〔青 1〕
- ・モデル契約書以前に作成、現程化〔ママ〕 したため。〔青 3〕

(*4) 最も使いやすいと考えたから。〔青 14〕

選択肢	1	2	3	4	その他
回答数	8	5	3	0	1(*4)

(*5) 條数回答 1 通

- ・2、4 を選択。4 の内容は「事業団体で変更していると考えられる」。〔青 16〕

Q. 3 - 1

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
回答数	0	1	3	0	3	3	1	1	0	2	2	1(*5)

(*6) 内容

- ・契約書別紙は重要事項説明書に含めました。〔青 21〕

Q. 3 - 2

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	3	1	2	0	0	2(*6)

(*6) 内容

・当時業所の規定に沿うように変更。〔背 11〕

・利用者との相談が必要な項目のため、別紙とした。〔背 16〕

Q. 4

選択肢	1	2	3
回答数	3(*7)	14	4

(*7) 内容

・シルバーサービス振興会、東京都版、かながわ版、神戸市版。〔背 1〕

・東京都版。〔背 3〕

Q. 5

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	12
回答数	0	0	8	0	12	0	0	24(*8)

(*8) 内容

・契約書別紙全体の書式。〔背 16〕

・職員体制、サービス提供時間。〔背 20〕

Q. 6

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	3	0	0	0	0	1(*9)

(*9) 重要事項説明書を変更。〔背 4〕

Q. 7

・苦情窓口現在は、事業所に設置された窓口番号と担当者を明記している。

・今後は、国保連や都道府県レベルの窓口の明記も検討している。〔背 1〕

・契約者名欄の代理人の扱いは成年後見制度に基づくと後見人というタイトルになる。〔背 6〕

・①どうしても枚数が多くなり、説明しても理解しにくい場合も出てくる。基本的に利用者側が介護保険について何も知らない事が多く、(特に料金面について。介護保険の料金が全てもらえると思っている事もあった)行政がもっとわかりやすいパンフレット等を作成してあると良いと思う。行政以外の発行しているものでは信用しない時〔ママ〕もある。

②質問からそれるが、モデル契約書が改定された場合、何らかの形で知らせなければと存じます。〔背 11〕

・利用者にとって、非常に理解しにくく、形式化していると思われる。しかし、「契約」という、法的な手続きである事を考えるとどの様に改善してよいのか、わからない。〔背 21〕

(以上)

Q. 3

全体(赤マーク)(青マーク)集計

* ○ 内はアンケートの番号、施設(赤マーカー)の物は数字の前に「赤」と記し、訪問介護(青マーカー)の物は数字の前に「青」と記した。

(例)施設(赤マーカー)の3番目のアンケートの記述によるとき→〔赤 3〕

合計 55 (有効回答 53、無回答 2 [赤 16、赤 29])

Q. 1

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他
回答数	39	0	0	0	1	3	0	7(*1)	3(*2)

(*1) 内容

・オリジナル。〔赤 5〕

・施設独自。〔赤 14〕

・法人で検討し独自作成。〔赤 15〕

・東京都北区として同様書式(ベースは不明)。〔赤 31〕

・法人独自のもの。〔背 3〕

・NPO法人 A.C.T ネットワークによる地方行政区たすけあいワーカーズをベースに作成。〔背 16〕

(*2) 数回答 3 通

・1、8 を選択。8 の内容は「日弁連とのミックス」。〔赤 4〕

・1、6、7、8 を選択。8 の内容は「上記 3 点を参考に施設独自に作成」。〔赤 27〕

・1、7 を選択。〔背 18〕

Q. 2

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	5	0	23	2	5	12(*3)

(*3) 内容

・他施設の話を参考にさせて頂いた。〔赤 5〕

・説明会もあり、内容も良いと思えたから。〔赤 13〕

・独自案。〔赤 15〕

・H12 時〔ママ〕は区立ホームであった為。〔赤 17〕

・区内法人の代表者が集まって検討、決定した。〔赤 24〕

・荒川区立のため。〔赤 25〕

・民間民営としてのリスク回避のため。〔赤 27〕

・行政からの指示。〔赤 31〕

・東京都内の施設なので東京都版を参考にした。〔赤 33〕

・最も分かりやすい書式だったため。〔背 1〕

・モデル契約書以前に作成、現程化〔ママ〕したため。〔背 3〕

・最も使いやすいと考えたから。〔背 14〕

選択肢	1	2	3	4	その他
回答数	14	9	15	0	1(*4)

(*4)複数回答 1通

・2、4を選択。4の内容は「事業団体で変更していると考えられる」。[青16]

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	0	1	5	1	6	3(*5)

(*5)内容

・契約別紙をなくしている。[赤10]

・契約書は重要事項説明書に含めました。[青21]

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	4	1	3	0	0	6(*6)

(*6)内容

・実情に合わせた表現とした。[赤8]

・重要事項説明書で細部を説明しているので、契約書に「重要事項のとおり」とし、複雑になることを防止した。従って契約書と重要事項説明書をセットで渡している。[赤10]

・契約書別紙は重要事項説明書と重複する為。[赤26]

・当該業所の規定に沿うように変更。[青11]

・利用者との相談が必要な項目のため、別紙とした。[青16]

選択肢	1	2	3	その他
回答数	8(*7)	35	8	1(*8)

(*7)内容

・東社協老人福祉部会。[赤5] ・東社協施設管理検討委員会。[赤18]

・厚生労働省老健局事業運営基準担当者会議資料。[赤32]

・シルバーサービス振興会、東京都版、かながわ版、神戸市版。[青1]

・東京都版。[青3]

(*8)内容

・平成15年開設のためなし。[赤33]

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
回答数	0	1	15	0	34	0	2	1	4	5	5(*9)	

(*9)内容

・文言の整理、未契約期間の取扱明記等。[赤2]
・裁判管轄条項を削除。[赤20]

・日用品費等自己負担の徴収について。[赤25]

・契約書全体の書式。[青16] ・職員体制、サービス提供時間。[青20]

選択肢	1	2	3	4	5	6
回答数	5	1	1	0	0	1(*10)

(*10)内容

・重要事項説明書を変更。[青4]

Q. 7
・苦情窓口－現在は、事業所に設置された窓口番号と担当者を明記している。

今後は、国保連や都道府県レベルの窓口の明記も検討している。[青1]

・契約者名欄の代理人の扱いは成年後見制度に基づくと後見人というタイトル

になる。[青6]

・①どうしても枚数が多くなり、説明しても理解しにくい場合も出てくる。基本的に利用者側が介護保険について何も知らない事が多く、(特に料金面について、介護保険の料金が全てもらえると思っている事もあった)行政がもっとわかりやすいパンフレット等を作成してあると良いと思う。行政以外の発行しているものでは借用しない時「ママ」もある。

②質問からそれるが、モデル契約書が改定された場合、何らかの形で知らせて頂ければと存じます。[青11]

・利用者にとって、非常に理解しにくく、形式化していると思われる。しかし、「契約」という、法的な手続きである事を考へるとどの様に改善してよいのかわからない。[青21]

(以上)

アンケート集計結果（筑波大学大学院博士課程・高橋大輔）

日本社会保障法学会会報第 15 号

日本社会保障法学会第 44 回秋季大会レジュメ集

共通テーマ・シンポジウム

「社会福祉と契約」

日本社会保障法学会

日本社会保障法学会会報 第15号

発行日：2003.9.1 発行人：西村健一郎 編集人：岩村正彦 発行：日本社会保障法学会
事務局：〒113-0033 文京区本郷7-3-1 東京大学法学部研究室 Tel：03-5841-3266
Fax：03-5841-3174 E-mail：seugj.u-tokyo.ac.jp 会員数：602名（2003年9月1日現在）

第44回秋季大会開催案内 日本社会保障法学会事務局長 岩村正彦（東京大学）

日本社会保障法学会第44回秋季大会が下記の通り開催されます。皆様お説い合わせの上ご参加いただきますようお願い申上げます。

・日 時：2003年11月2日（日） 9：30～17：00

・会 場：関西大学（〒564-8680 吹田市山手町3-3-35）

大学までの交通、大学内の案内につきましては本会報末尾の地図をご参照ください。

総会・シンポジウム会場：関西大学百周年記念会館第一ホール（千里山キャンバス）

・お問い合わせ先 Tel：06-6386-3008（上記記念会館事務局直通）

・大会次第（予定：内容等の詳細につきましてはレジュメ集をご覧ください）

受付開始 9:00
開会 9:30

個別報告

○加藤悦子（日本福祉大学） 9:35～10:35
「介護殺人・介護心中事件の法的な解決の可能性と限界」
司会：笛木俊一（日本福祉大学）

共通テーマ・シンポジウム（続き）

- 開催校挨拶
- 奨励賞選考委員会報告及び奨励賞授与
- 休憩（昼食） 12:30～13:30
- 総会 13:30～14:00

共通テーマ・シンポジウム（続き）

- 平田厚（明治大学弁護士） 14:00～14:40
- 「福祉契約に関する実務的諸問題」

- 秋元美世（東洋大学） 14:40～15:20
「福祉契約の法的関係と公的責任」

- 休憩 15:20～15:35

- シンポジウム 15:35～17:00
大会終了 17:00（予定）

※同封の大会出欠確認はがきに必要事項を記載の上、2003年10月18日（土）までにご返送いただけますようお願いいたします。大会に出席されない方も、必要事項を記入の上、ご返送ください。

※昼食を希望される方は、大会出欠確認はがきの「2. 昼食」の「要」に○をつけてください。
昼食を希望された方は、大会当日受付におきまして、昼食券を購入してください。昼食休憩時に
なりましたら、案内にしたがって昼食券と引き換えに昼食を受け取ってください。
※本大会では、事務局の都合等により、託児コーナーは設けませんのでご了承ください。

企画委員会からのお知らせ 企画委員会委員長 本沢巳代子（筑波大学）

第44回大会は、個別報告として、加藤悦子会員の博士論文をベースとした報告「介護殺人、介護心中事件の法的な解決の可能性と限界」があります。共通テーマ・シンポジウムは、「社会福祉と契約」をテーマに、秋元美世会員と私を相当理事として、関東地区で今回のシンポジウムのために2002年春に設立された福祉契約研究会で議論を重ねてきた成果を、4人の報告者が報告します。今回の企画は、第43回大会の介護保険に関するシンポジウムの成果を踏まえつつ、介護保険制度・支援費制度・地域福祉権利擁護事業など、社会福祉法にいう社会事業に関わる契約の法的関係を私法と公法の両面から考察するとともに、利用者の権利を守るために私法的、公法的にどのような関与が可能かを検討しようとするものであり、会員の皆様の積極的な議論の展開により、大きな成果が得られるものと期待されます。

来春の第45回大会（2004年5月）は、共通テーマ・シンポジウム「年金改革の課題と展望」（仮題）で、江口隆裕会員と神尾真知子会員を相当理事として、2004年の年金改革で参考とされたスウェーデンやドイツの年金制度の現状と課題を分析するとともに、わが国の年金制度の将来像を検討することを予定しています。個別報告は現在募集中です。奮ってご応募ください。

I.はじめに

本沢 己代子
(筑波大学)

II. 医療と福祉

- 1 医療と福祉の非連続性
- 2 医療と福祉の連續性

1. シンポジウムで扱う「福祉契約」の範囲

社会福祉法「第8章福祉サービスの適切な利用」にいう福祉事業者と利用者の間で締結される契約(情報提供義務、説明義務等、福祉サービスの利用援助)

- ・ 介護保険制度において事業者と利用者の間で締結される契約
- ・ 支援費制度において事業者と利用者の間で締結される契約
- ・ 福祉サービス利用援助事業における委任契約

2. 第43回春季大会の共通テーマ・シンポジウムとの関係

- ・ 介護支援専門員と利用者の権利擁護
- ・ 介護サービスの質の保証

III. 医療と契約

- 1 これまでの医療契約論
- 1) 構成
- 2) 契約の意義
- 3) 契約の成立と終了
- 4) 契約の当事者
- 5) 契約の効力
- 6) その他

2 医療契約論をめぐる近年の動向

- 1) 専門家責任論
- 2) 關係的契約論
- 3) 信託關係 (Buciary relation) 論

IV. 福祉と契約

- 1 概観
- 2 契約の意義
- 3 契約の成立と終了
- 4 契約の当事者
- 5 契約の効力
- 6 その他

4. 社会保障法の視点から見た福祉契約 (論点整理)

- ・ 民事法の視点との違い

消費者契約法、成年後見法

V. 医療契約・福祉契約と消費者契約法

- 1 消費者契約法の概観
- 2 消費者契約法と医療契約・福祉契約

VI. 福祉契約の課題そして行方

福祉サービス利用援助に関する諸問題

V 福祉サービス利用援助に関する課題

関東学院大学 大原 利夫

1. 支援体制の整備

I はじめに

2. 人材の育成

II 福祉サービス利用援助契約

VI おわりに

1. 利用援助の必要性
2. 判断能力

III 成年後見制度

1. 福祉サービスの利用と成年後見
2. 市町村長の申立

IV 福祉サービス利用援助事業

1. 地域福祉権利擁護事業
2. 契約締結能力
3. 適正な運営の確保
4. 言語処理
5. 利用料金
6. 利用援助の調整

福祉契約に関する実務的諸問題

弁護士 平田 厚

1 福祉契約の技術的視点

(1) 高齢者福祉契約と障害者福祉契約の内容に関する差異

- ・高齢者福祉＝自立状態から加齢による能力喪失状態に至る過程を支える。
 - …残存能力に即して支える。
- ・障害者福祉＝能力獲得を通じて自立状態に至る過程を支える。
 - …能力形成を目指し支える。

(2) 高齢者福祉契約と障害者福祉契約の形式に関する差異

- ・高齢者福祉契約＝支援者を確保してゆるやかにサポートできればいい。
 - …条文数もある程度多くていい。正確さも重視。
- ・障害者福祉契約＝できる限り自分で理解しうるようにサポートすべき。
 - …条文数はできる限り少く、分かりやすさを重視。

(3) 福祉契約の技術的体制

- ・介護保険の契約システム：条文数25条前後。
 - …契約書・サービス利用説明書・重要事項説明書の3点セット体制
- ・支援費の契約システム：条文数15条前後。
 - …契約書・サービス利用説明書・重要事項説明書・手引の4点セット体制
- * ただし、これらの道具立てだけでは完結しない。常にサポートする人の存在を前提にした道具立てにすぎない。

2 福祉契約の理論的視点

(1) 福祉契約関係

- ① 給付義務關係
 - ア 事業者：サービス提供義務
 - イ 利用者：代金支払義務
- ② 付隨義務關係
 - ア 安全配慮義務
 - イ 説明義務
 - ウ 守秘義務
 - エ 記録作成保存義務など

(2) 契約関係における問題点

- ① 給付義務關係：運営基準等による決定枠とサービスの質
- ② 付隨義務關係：契約化と約款化

3 具体的福祉契約条項に関する解釈

(1) 給付義務關係

- ① 意思と人格の尊重

- ② 制度内サービスと制度外サービス

- ③ 損害賠償請求権と不当条項

(2) 付隨義務關係

- ① 安全配慮義務と契約化

- ② 説明義務と苦情解決努力義務の關係

- ③ 説明義務の契約化

- ④ 守秘義務の契約化

- ⑤ 身体拘束禁止の契約化

- ⑥ 記録閲覧権写権の契約化

- ⑦ 応諾義務と解除条項

福祉契約の法的関係と公的責任

東洋大学 秋元 奥世

1. はじめに

2. 福祉契約の背景

- 1) 利用者の選択・市場化・コンシューマリズム
- 2) 財政と供給

3. 福祉契約と消費者保護

- 1) 福祉契約の法的関係
- 2) 消費者保護の守備範囲
- 3) 福祉契約における行政の役割

4. 福祉契約と疑似市場

- 1) 市場と疑似市場——疑似市場の意義
- 2) 消費者保護と福祉に対する公的責任

5. 福祉契約と公的責任

- 1) 財政に対する公的責任
- 2) 供給面における公的責任
 - ①コンシューマリズムと公的責任
 - ②利用調整の是非
 - ③必要(性)を誰が判断するのか(行政・利用者・専門家)

6. おわりに——残された課題

介護保険のサービス利用契約に関するアンケート調査

訪問介護契約に関して、以下の質問にお答えください。

- 01 訪問介護契約をしている利用者で、事業所と居宅介護支援契約もしている利用者の割合はどれくらいですか。1つだけ○をつけてください。
1 ~10%
2 10~25%
3 25~50%
4 50%~
5 居宅介護支援事業はしていない。
- 02 誰に對して契約内容の説明を行うことが多いですか。1つだけ○を付けてください。
1 利用者本人に必ず説明している。
2 利用者本人に必ず説明しているが、理解できない利用者が多いので、家族などに立ち会ってもらっている。
3 原則として利用者本人に説明しているが、理解できない利用者については、例外的に家族などに説明している。
4 契約内容を理解できない利用者が多いので、原則として家族などに説明している。
5 説明はしていない。
- 03 契約をする際、利用者から聞かれることが多いのは、何についてですか。
1 サービスの内容
2 料金
3 キャンセル
4 契約内容の変更
5 解約
6 特に聞かれることはない
- 04 契約内容を説明する際、特に何について重点的に説明していますか。該当するものに○を付けてください。(複数回答可)。
1 サービスの内容
2 料金
3 キャンセル
4 契約内容の変更
5 解約
6 特に重点的に説明する項目はない
- 05 契約内容を説明する際、特に役立っているのは、次のうちどれですか。該当するものに○を付けてください。(複数回答可)。
1 契約書
2 重要事項説明書
3 バンフレット
4 ビデオ
5 その他(具体的に)
- 06 契約締結で特に困っていることは何ですか。該当するものに○を付けてください。(複数回答可)。
1 契約書の内容が難しくて、説明しても理解してもらえない。
2 契約書の内容が難しくて、説明するのに時間がかかりすぎる。
3 利用者の心身機能が衰えていて、契約内容を説明しても分かってもらえないことが多い。
4 契約書の内容を説明しても、利用者はすぐに忘れてしまう。
5 困っていることはない。
- 07 契約書への署名は、誰がどのようにすることが多いですか。1つだけ○を付けてください。
1 利用者本人の理解力が落ちているため、家族などが本人の氏名を署名
2 利用者本人の理解力が落ちているため、家族などが代理人として署名(注)
3 利用者本人に頼まれて、家族などが代理人として署名(注)
4 利用者本人に頼まれて、家族などが代理人として署名(注)
5 利用者本人が署名
(注)「代理人として署名」とは、署名欄に利用者本人の氏名ではなく、代理人の氏名を署名する行為
- 08 契約書の署名を利用者本人または家族以外の人が行ったことがありますか。
1 ある(08-1~)
2 ない
- 08-1 誰が契約書に署名しましたか。該当するものに○を付けてください(複数回答可)。
1 介護支援専門員
2 区市町村社協等で実施している地域福祉権利擁護事業の生活支援員
3 成年後見制度における成年後見人
4 成年後見制度における保佐人
5 成年後見制度における補助人
6 その他(具体的に)

09 サービス内容をめぐり、問題が生じたことがありますか。

- 1 ある (Q9-1、Q9-2へ)
- 2 ない

09-1 どのようなことについて問題になりましたか (複数回答可)。

- 1 介護保険対象サービスの範囲について
- 2 サービスの具体的な内容・手順について
- 3 サービス提供の時間帯について
- 4 キャンセルについて
- 5 介護担当者の言動について
- 6 その他 (具体的に)

09-2 サービス内容が問題になつたとき、どのように対応していますか。1つだけ○を付けてください。

- 1 どのようなときでも、契約書どおりに対応している。
- 2 契約書どおりに対応することが多いが、利用者の要望を優先させることもある。
- 3 契約書どおりに対応することが多いが、事業所の事情を優先させることもある。
- 4 契約書にかかわらず、利用者の要望を優先させている。
- 5 契約書にかかわらず、事業所の事情を優先させている。

010 利用料金をめぐり、問題が生じたことがありますか。

- 1 ある (Q10-1、Q10-2へ)
- 2 ない

010-1 どのようなことが問題となりましたか (複数回答可)。

- 1 介護保険の利用者負担
- 2 キャンセル料
- 3 交通費
- 4 介護保険対象外サービスの料金
- 5 その他 (具体的に)

010-2 利用料金が問題になつたとき、どのように対応していますか。1つだけ○を付けてください。

- 1 どのようなときでも、契約書どおりに対応している。
- 2 契約書どおりに対応することが多いが、利用者の要望を優先させることもある。
- 3 契約書どおりに対応することが多いが、事業所の事情を優先させることもある。

る。
4 契約書にかかわらず、利用者の要望を優先させている。

5 契約書にかかわらず、事業所の事情を優先させている。

011 損害賠償が問題になつたことはありますか。

- 1 ある (Q11-1へ)
- 2 ない (Q11-2へ)

011-1 どのようなことで損害賠償が問題になりましたか (複数回答可)。

- 1 契約書の内容と実際のサービス内容との食違い
- 2 介護者のミスによる利用者や家族の物の損壊
- 3 介護者による名譽毀損やプライバシーの侵害
- 4 利用者や家族による介護者のけが
- 5 その他 (具体的に)

011-2 損害賠償が問題になつたことがない理由は何ですか。1つだけ○を付けてください。

- 1 契約書で賠償請求できる損害の種類・内容を明示しているから。
- 2 契約書で損害額の小さいものについては責任を負わないものと明示しているから。
- 3 契約書で事業者側に重大な責任がある場合にのみ賠償するものと定めているから。
- 4 損害賠償責任保険に加入しているから。
- 5 事故やトラブルが起つたことがないから。

89

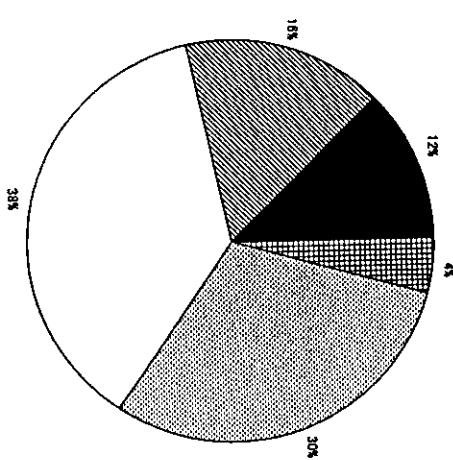
012 東京都が訪問介護の契約書モデルおよび重要事項説明書モデルを作成・公表していることを知っていますか。

- 1 知っている (Q12-1へ)
- 2 知らない

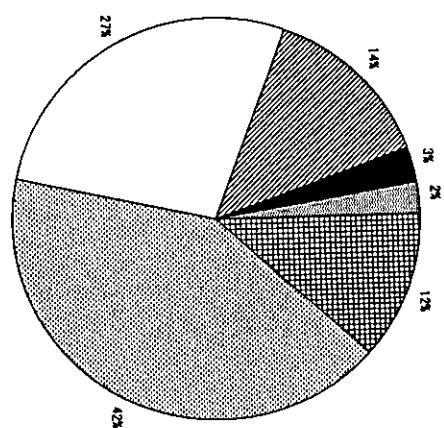
012-1 東京都の契約書モデルおよび重要事項説明書モデルをみたことがありますか。

- 1 ある (Q12-2へ)
- 2 ない

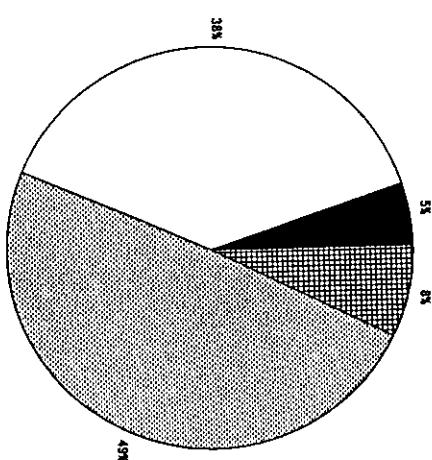
012-2 東京都の契約書モデルおよび重要事項説明書モデルについて、ご意見・ご要望があれば、自由に書いてください。



平成15年2月の1人当たり週平均利用時間

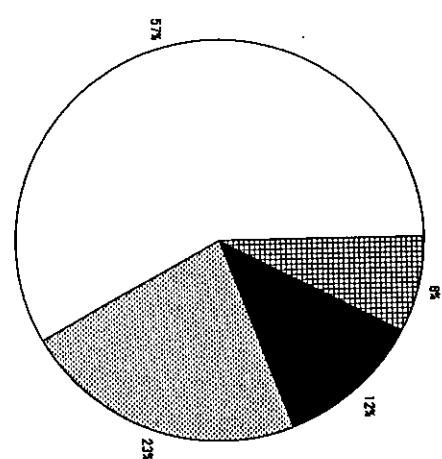


- 2時間未満
- 2時間以上4時間未満
- 4時間以上6時間未満
- 6時間以上8時間未満
- 8時間以上



契約内容を説明する相手方

- 利用者本人に必ず説明している
- 利用者本人に説明しているが、理解できない利用者が多いので、契約などに立ち会ってもらっている
- 原則として利用者本人に説明しているが、理解できない利用者については、例外的に業者などに説明している
- 契約内容を理解できない利用者が多いので原則として業者などに説明している

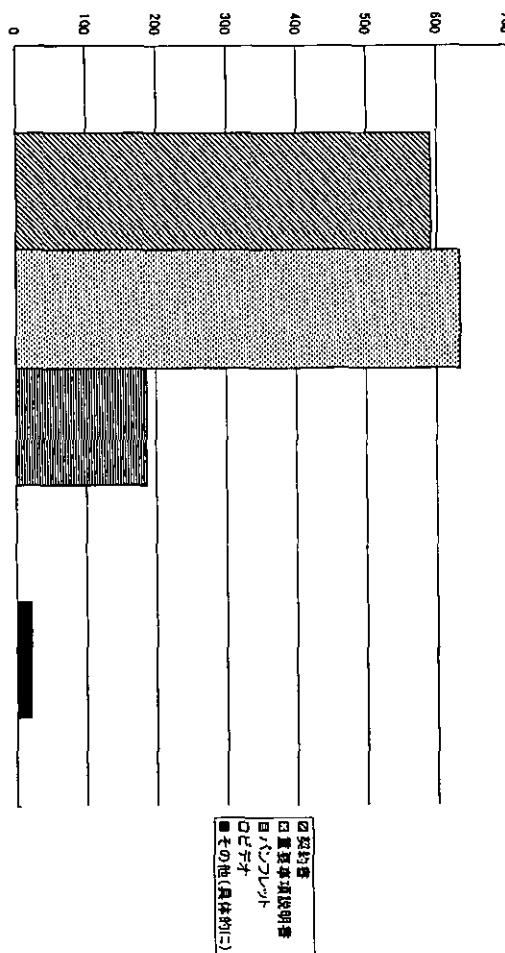


- | 割合 | 利用者数 |
|--------|------------|
| ~10% | 10人未満 |
| 10~25% | 10人以上50人未満 |
| 25~50% | 50人以上 |
| 50%以上 | 0% |

契約内容説明の問い合わせるもの

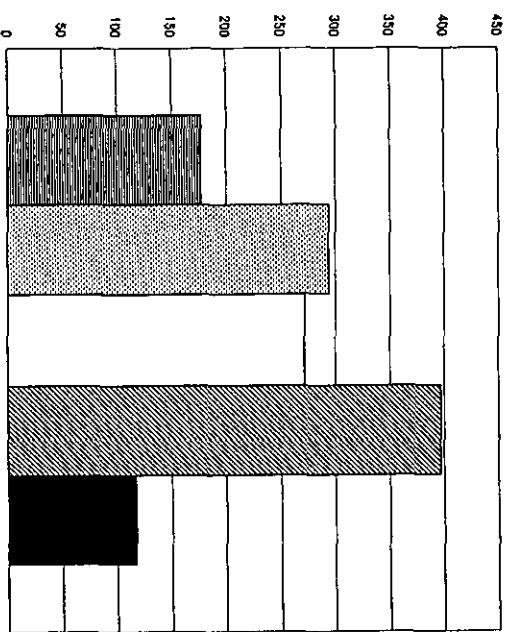
契約書の署名者

- 利用者の理解力が落ちているため、家族などが本人の氏名を署名
- 利用者の理解力が落ちているため、家族などが代理人として署名
- 利用者本人に頼まれて、家族などが代理人として署名
- 利用者本人が署名

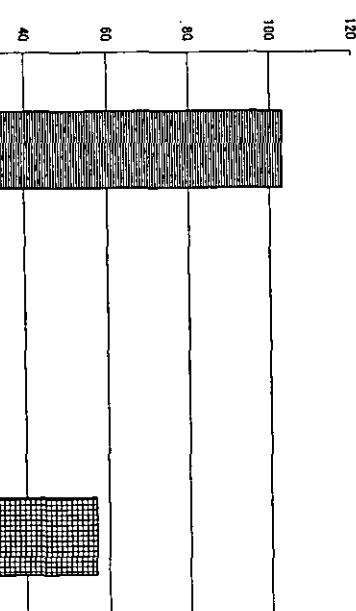


契約締結時に困っていること

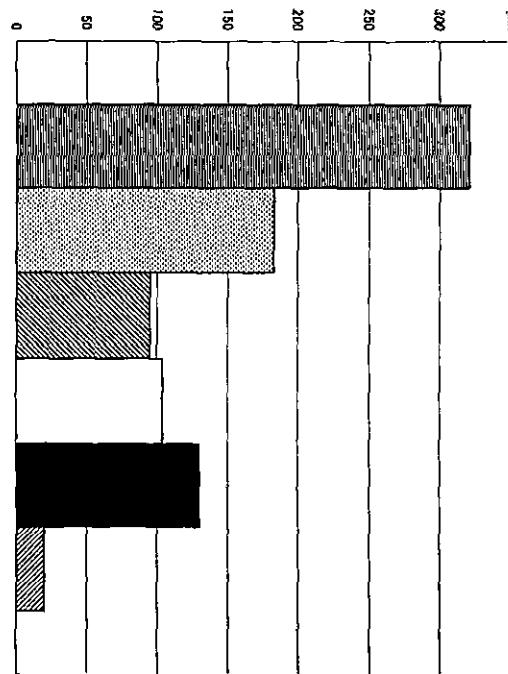
- 契約書の内容が難しくて、説明しても理解されない
- 契約書の内容が難しくて、説明するのに時間がかかる
- 契約書の内容が難しくて、説明するのに時間がかかる
- 利用者の心身機能が衰えていて、契約内容を理解しても分からえないことが多い
- 契約書の内容を説明しても、利用者はすぐに忘れてしまう。
- 困っていることはない



署以外で契約書に署名した者

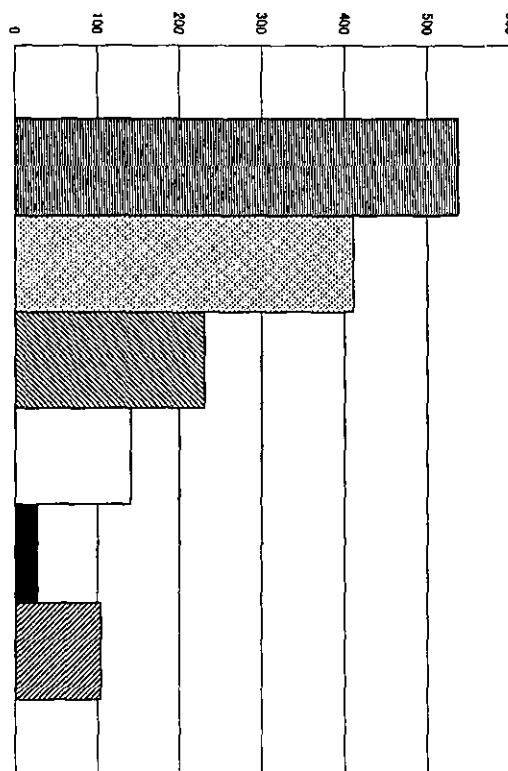


- 自介護支援専門員
- 区市町村社協等実績の地域福祉支援利便事業
- 生活支援員
- 成年後見制度における成年後見人
- 成年後見制度における係佐人
- 成年後見制度における補助人
- その他(具体的)



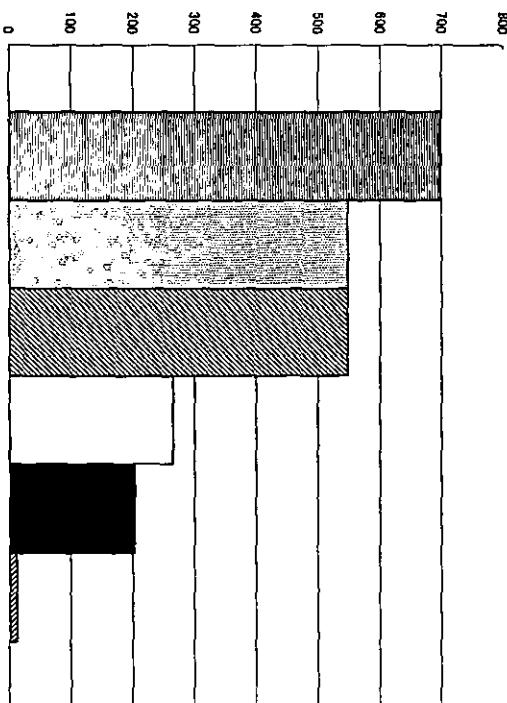
サービス内容が問題となつたときの対応

- どのようなときでも、契約書どおりに対応している
- 契約書どおりに対応することが多いが、利用者の要望を優先することもある
- 契約書どおりに対応することが多いが、事業所の事情を考慮して対応することもある
- 契約書にかわらず、利用者の要望を優先させている
- 契約書にかわらず、事業所の事情を優先させている

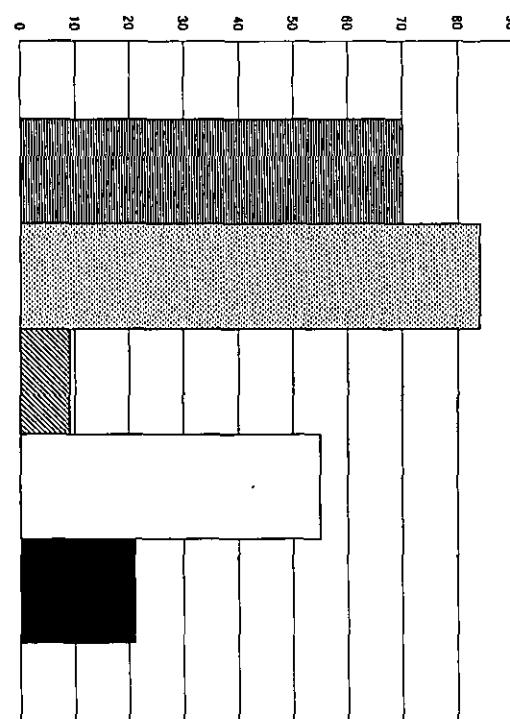


重点的に説明する要約項目

- サービスの内容
- 料金
- キャンセル
- 契約内容の変更
- 連絡
- 特に聞かれることはなし
- 特に重視的に説明する項目はない



利用料金に因して問題となつた項目

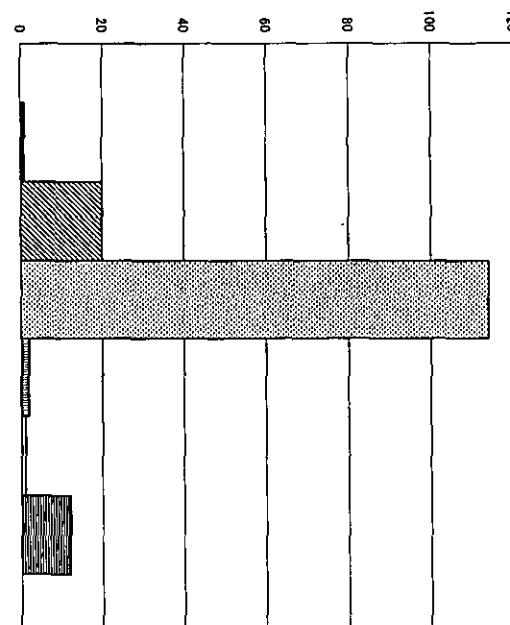


利用料金が問題となつたときの対応

目どきのようなどきでも、契約者どおりに分担している

- 契約者どおりに対応することが多いが、利用者の要望を優先されることもある
- 契約者どおりに対応することが多いが、事業所の事情を優先することもある
- 契約者にかかわらず、利用者の要望を優先させている
- 契約者にかかわらず、事業所の事情を優先させている

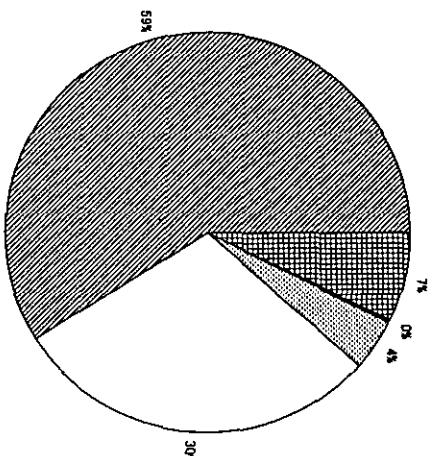
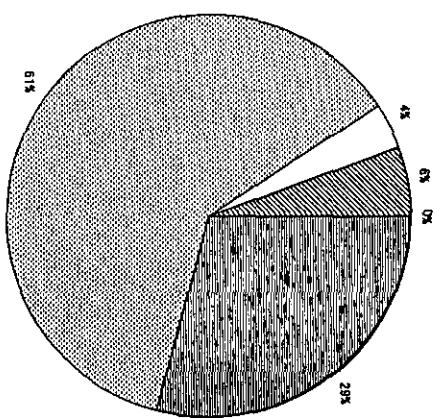
使用者態度が問題とならなかつた項目



使用者態度が問題とならなかつた項目

示しているから

- 契約書で損害賠償できる状況の種類、内容を明示しているから
- 契約書で損害賠償の小さなものは責任を負わないものと明示しているから
- 契約書で事業者側に重大な責任がある場合のみ賠償するものと定めているから
- 損害賠償責任保険に加入しているから
- 事故やトラブルが起つたことがないから



II 医療と福祉*

福祉契約の法的関係と医療契約

1 医療と福祉の非連続性

1) 従来の技術観

筑波大学 小西知世

I はじめに

1 社会福祉構造改革と福祉契約

○社会福祉構造改革：「推進」から「契約」へ

⇒「福祉サービスの供給を媒介する契約を通じた、疑似市場ノカニズムのもとににおいて、利用者の選択と事業者間の競争を利用することにより提供される『福祉サービスの質の向上』を実現しようとするものである。」

《目的》①法律關係・権利關係の明確化

*利用者・事業者間の法的平等性の確保

*利用者・事業者間の権利の確保

*利用者・事業者間のサービス給付内容の形成・確定権の確保

②財政状況の安定化とサービス量の拡大

○「契約による福祉」の根本的問題

契約：本質的には自由競争・市場原理の世界での手段

福祉：市場原理の支配する社会におけるセーフティネット

→ 契約が福祉の手段たりうるか。

手段たりうるならば、それはどのようにあるべきか。

→ “福祉契約”を論ずることの必要性

2 本報告における検討対象

○本報告の方向性

○医療契約：医療の申込に対する医師の承諾を離縛とする締結的契約。

○福祉契約：社会福祉事業において提供されるサービスを利用するための契約。

○要約：相対する2個以上の意思表示が合致して成立する法律行為。

2 医療と福祉の連続性 ←医療構造の変化

1) 新しい技術觀（業務範囲の拡大）

医療：①臨床技術の一部分としてのリハビリテーション（障害者のADLの向上を目的）

福祉：②介護技術の対象～慢性化した疾患の高齢者（e.g.寝たきり老人）への看護予防

○介護業務：「身体的介護（Home Making）」（家庭的業務） e.g.買物、炊事、洗濯、掃除等

看護業務：「業務上の世話」（生活活動的行為） e.g.食事、排泄、睡眠、移動、清拭等

○診療業務：「診療の補助」（主治の医師の指示があつた場合に限り、看護師の知識・技術で行なうる医療行為） e.g.手術、注射、除熱機械の操作等

※介護福祉士の身辺的ケア業務と看護師の業務上の世話業務→サービス内容の融合

2) 疾病と障害（業務対象の不可分性）

⇒「障害には、(1)生まれたときから障害、(2)病気のあとの障害、(3)病気と並存する障

害の三つの形態がある……とにかく慢性病の場合には疾患と障害が居の両面を有していって、疾患によって引き起こされた事態を、細胞の物理的・化学的变化といふ角度からどうえると疾患となり、人間としての働きの角度からどうえると障害になるのです。」⁶⁾

e.g. 塚たきり老人：「癌病」状態／「障害」状態

5)本章は、川上武「21世紀への社会保険改革—医療と福祉をどうするか—」129頁以下(鶴書房、第1版、1997年)によるところが多い。

1)佐井謙「福祉契約におけるサービスの『質』の評価」(医法政策35号35-36頁、2003年)。

2)笠井修「福祉契約論の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」群衆草編「著作権法と民法の現代的課題——平田正夫先生古稀記念論集——」682-683頁(法学会書院、2003年)。なお、秋本英世「福祉契約の特質と課題をめぐって」(通聞社会保険2214号20頁(2002年)も類似の問題意識を抱いている。

3)吉井謙「現代医療におけるサービスの『質』の確保と契約責任」群衆草編「著作権法と民法の現代的課題——平田正夫先生古稀記念論集——」682-683頁(法学会書院、2003年)。

4)日本評論社、1974年、石橋信「医療通訳の誤解」(新日本評論、新訂、1985年)、谷口知平・五十嵐清編「新版注釈民法講義」(岩波新編民法講義)、15頁(谷口知平・五十嵐清)(有斐閣、第1版、1996年)など参照。の外に、世代間契約の「現役世代が、高齢者世代の請求権を實現するための資金を調達し、将来世代から同様のことをしてもらうことを期得するものである」は後刻から外すものとする。世代間契約については田中秀一郎「ドイツ年金保険における世代間契約」九大法学86号309頁以下参照。

5)本章は、川上武「21世紀への社会保険改革—医療と福祉をどうするか—」129頁以下(鶴書房、第1版、1997年)によるところが多い。

6)平林勝彦「医療・看護・介護の役割分担と連携」日本学術会議社会法学会研究会議委員会講「高齢社会と介護システム」31-40頁(鶴書房、1997年)、同「看護と法——保健師助産師看護師法の今日的課題」「看護のための最新

7)保健師助産師看護師法85:この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、看護者若しくはじよく婦に対する看護上の世話を又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

8)社会福祉士および介護福祉士法82②:この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名前を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を當むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という)。を業とする者をいう。

9)平林勝彦「医療・看護・介護の役割分担と連携」日本学術会議社会法学会研究会議委員会講「高齢社会と介護システム」31-40頁(鶴書房、1997年)、同「看護と法——保健師助産師看護師法の今日的課題」「看護のための最新

10)砂原茂一「医療と患者と病院と」13頁(岩波書店、第1版、1983年)。

III 医療と契約

1 これまでの医療契約論

1) 概観

(1) 理論状況

*偏った方向性の議論（1950年代後半以降について）

⇒「医師＝患者關係に関する從来の議論が、医療過誤訴訟をめぐる問題、とくに医師の責任追究をもたらすための法律構成に集中していくため、医療契約についても、訴訟上の患者保護のための概念としての有用性のみが検討されてきたことにある。」¹⁰

*日本医事法学会における議論¹¹

[シンポジウムテーマ] 第10回(1979年): 医師患者關係
[テーマ選択の経緯] 医師患者關係が医事法学の基礎として當たりの認識
←ひとつ的原因として當たりの医療過誤の增加が関与?¹²

債務不履行法理の判例選出¹³と同時期

[医療契約論に関する議論と問題]

医師患者關係は原則的に契約關係として捉えられているが、契約關係として捉えられるのか、捉えきれないものがあるのか。

《各自的問題》

①医師患者關係は原則的に契約關係として見た場合、その内容はどういうものか。

《医師の問題》

患者側: 患者本人に代わって第三者が医療契約を結ぶ場合の本人と患者との關係

②契約当事者の問題

医療行為: 保険医療契約の場合の關係

③契約の法的性格

医療行為: 患者・医師、それぞれの権利義務の内容

(2) 医療契約を檢討するに際しての原則

○契約によりサービスが提供される場合には、市場取引關係を一般に規定する民法財産法規が原則的に適用されることになる。

→契約の当事者に関する事項、契約内容に関する事項、契約の成立・変更・終了に関する事項等は、特別の法全がない限り民法の原則（一般的の契約法理）に従うことになる。

→ 消費者契約法

2) 契約の意義

(1) 医療契約の種類・態様

①診療契約：患者が、身体的苦痛、身体的不自由その他健康に関する不安があるとき、医師の診察を求める（診療契約の申込）、医師がこれに応じることによって成立する契約¹⁴。

②健康診断の契約：疾病の予防ないし早期発見のために健康の状態を検査してその結果を知らせる契約¹⁵。

③特殊の医療契約：疾病・障害の治療や予防を目的とするものではないが、そこで用いられる方

④その他¹⁶＝準契約關係（事務管理）

(2) 医療契約の特性と法的性質

①契約の特性

○医療行為の特徴¹⁷

《目的》①高度の専門性：極めて高度に体系化された専門科学である『医学』を個々の患者へ適用する。

②人体の個別性と医師の裁量の必要性

→医師の裁量の必要性

③人体への侵襲性

→医師行為：故意に人体へ侵襲を加えて病変を除去しようとする=適法行為

④人身侵害の回復不可能性（危険性）：医療行為が人体への侵襲行為をともなうことから必然的に、ひとたび医療過誤が行われたならば、患者の間に、真に償うこと・回復することのできないような損害を、たった一度の人生を狂わすような損害を与える危険性が常に存在している。

⑤実験的要素と敢行性

*医療行為：多かれ少なかれ「一種」の実験的要素が含まれている。
ニ一般的に承認された医学医術をつくしても効果がない場合、時として最大の治療効果を得るべく、一定の危険を計算したうえで、なお臨床

する勇氣（敢行性）が医師には要求される¹⁸。

⑥密着性・閉鎖性

15) 中川善之助・兼子一「医療法律大系第5巻 医療過誤・医療賠償」20頁（東京学司）（森林書院、第1版、1973年）。なお、患者が入院する場合には、この診療契約を中心として、そのほかに看護契約・病室賃貸契約・給食契約などを含めた入院契約が締結されることになる（醫野耕穂『新版・医事法の研究II 医療契約法の理論』94頁（信山社、増補新版、2001年））。契約内容については、福岡地判昭和51年11月25日附時859号84頁参照。

16) 菅野耕穂『新版・医事法の研究II 医療契約法の理論』95頁（信山社、増補新版、2001年）。たとえば、定期健診、人間ドック検診、受験目前の健康診断など。契約内容は診察・検査等をして診断を下すことであり、疾病的治療までは含まない。健康診断により疾患が発見された後、治療を開始するという場合は、その時点から新たに診療契約が成立すると言解される。

17) 菅野耕穂『新版・医事法の研究II 医療契約法の理論』96頁（信山社、増補新版、2001年）。たとえば、美容整形、性転換手術、人工妊娠中絶、不妊手術など。

18) 各種の衛生法規が、一定の者に医師の診察・治療を受けるべきことを医師づけている場合は、本人または代理人の自由意思に基づく医療ではないため、医療契約の問題とはならないと考えられる（たとえば、精神保健福祉法§27①（申請・通知・届出などに基づく措置入院）、同法§29（措置入院）、感染症予防法§19②③、§20(1項・2年)であつた。なお、それ以前の措置もテオントロジーであったことを考慮すると、やはり偏っていたといえよう。

19) 医事法学会における医療行為に関する議論¹⁹の経緯についてを読むと、さしあたり、下山英二「医師・患者の關係をめぐる」日本医事法学会論稿『医事法論叢1巻 医師・患者の關係』211頁以下（日本評論社、1986年）、年報医事法學第16卷の「シンポジウム」の平林・奥の論文を参照されたい。

20) この時期の医療事故の概要は、明孝一「現代医療における事故と過誤訴訟」昭和一・有泉亨編『現代医療店法講座4 医療事故・製造物責任』1頁以下（日本評論社、1974年）を参照されたい。

21) 神戸地判電脳支賃和42年1月25日下民第16巻1・2号58頁がそのリーディング・ケースとしてあげられよう。

* 密着性：医療用場面原則、非公開→情報の集中在化(医療者側：多／患者側：少)

* 閉鎖性：医療の専門性・専門職に由来する機密性

～非専門家の批判的困難性(←専門的知識・情報の欠如)

医師社会の閉鎖性←医師において、医師が他の医師に不利な証言をすることを嫌う=conspiracy of silence。

a 労務・役務(サービス)提供型契約、報酬的契約

b 医師法19条1項による契約自由の原則の制限

医師法第19条1項：診療に従事する医師は、診療治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

→現実の診療契約締結にあたり、その分、紛糾の自由を拘束されている。

c 診療契約における債務の抽象性

→「契約締結時においては、具体的な債務内容は確定しておらず、病状の改善という漠然とした目標設定のもとで、大きな枠組みが形成され、個々の債務は患者との応答や治療の経過の中で具体化していく」³¹⁾。
(当初の抽象的合意とその後の交渉を通じた具体的行為規範の形成と確定)

d 診療契約における債務の手段性

→「医療契約に基づく診療債務が形成され、これを手段債務と解すべきであるから……治療の結果の将来それ自体は債務の目的をなさ(ない)」³²⁾。

e 診療契約における債務の専門性

→高度に専門的な知識・技術を必要とする診療行為の実施を債務とする契約

f 診療契約における当事者の非専門性

→患者自らが契約の当事者でありながら、契約に基づいて医師が行うべき債務としての診療自体の性格を自らは定かに知り得ない。

g 診療契約における当事者の専門関係性

→診療は、契約当事者の患者自身の身体に対して行われるものであり、それが適切に行われるためには患者自身の協力が必要であるため、医師と患者は、契約の当事者であると同時に、互いの協力と信頼を必要とする協働関係にある。

②契約の法的性質

a 旧民法における解釈論

b 現行民法における解釈論

i) 特約のない場合

○(準)委任契約説³³⁾：医師と患者との間において締結されるいわゆる診療契約は、医師が、善良なる管理者の注意をもって、診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準に従い、患者の病的症状の医学的解明をするとともに適切な治療行為を施すことを債務の内容とする準委任契約であると解する説(通説・判例)。

○請負契約説³⁴⁾：一般的には準委任契約であるが、一定の明確な事項を目的とするときは、

22) 河上正二「診療契約と医療事故」栗村保ほか『民法トライアルセミ』359頁(有斐閣、第1版、1999年)。

23) 桃原地判昭和52年4月27日判例362号310頁。なお神戸地判平成9年8月27日判時1984年76頁参照。

24) 東京地判平成元年3月14日判時1901号21頁。千葉地判平成11年12月6日判時1724号99頁。我妻栄「民法研究X講演」391頁(有斐閣、第1版、1971年)、鶴代謙・庄川俊雄「医療契約の法的性質」(新興書文「医療関係の法的性質」)断立明・中井英雄編「医療運営法入門」(青林書院、第1版、1979年)、「特典な無名契約の一つ」(または清水義男「診療契約と医師の民事責任」民法雑誌22巻6号4頁(1985年))など。なお、いずれも無名契約であっても、それはビの典型的に近いのかが問題となっており、多くの説はそれを準委任契約に近いものとみている。

25) 判例においては「特約等」と記述する場合が多くある(青林地判平成14年1月30日判時集英会議)。なお、エホバの成人輸血反対事件において、東京高裁は、輸血以外に救急手段がない事態になつても輸血をしないといい、エホバの成人輸血反対事件においては、手術に当たりできる限り輸血をしないといいと相対的無輸血特約の合意は成立しておきることと認めるることはできないが、手術に当たりできる限り輸血をしないといいと相対的無輸血の程度で合意は成立し、その特約の効果を認めている(東京高裁判平成10年2月9日民集61卷1号271)たとえば、「請負と準委任の結合した非典型契約」(新興書文「医療関係の法的性質」)断立明・中井英雄編「医療運営法入門」(青林書院、第1版、1979年)、「特典な無名契約の一つ」(または清水義男「診療契約と医師の民事責任」民法雑誌22巻6号4頁(1985年))など。なお、いずれも無名契約であっても、それはビの典型的に近いのかが問題となっており、多くの説はそれを準委任契約に近いものとみている。

26) 岩田義「医事法則」89頁(甲子社書房、第1版、1986年)。なお、民法起草の段階では、医師の診療契約は雇用と解するのか世界的権勢であるため雇用説が現行民法の立法者の見解であったとされている(手島豊「医師の民事責任を中心とした医事法小史」中川洋・貝田守編「未来民法を考える」109-107頁、法律文化社、第1版、1997年)。

27) たとえば、「請負と準委任の結合した非典型契約」(新興書文「医療関係の法的性質」)断立明・中井英雄編「医療運営法入門」(青林書院、第1版、1979年)、「特典な無名契約の一つ」(または清水義男「診療契約と医師の民事責任」民法雑誌22巻6号4頁(1985年))など。なお、いずれも無名契約であっても、それはビの典型的に近いのかが問題となっており、多くの説はそれを準委任契約に近いものとみている。

28) 判例においては「特約等」と記述する場合が多くある(青林地判平成14年1月30日判時集英会議)。な

お、エホバの成人輸血反対事件において、東京高裁は、輸血以外に救急手段がない事態になつても輸血をしないといい、エホバの成人輸血反対事件においては、手術に当たりできる限り輸血をしないといいと相対的無輸血特約の合意は成立しておきることと認めるとはできないが、手術に当たりできる限り輸血をしないといいと相対的無輸血の程度で合意は成立し、その特約の効果を認めている(東京高裁判平成10年2月9日民集61卷1号271)たとえば、「請負と準委任の結合した非典型契約」(新興書文「医療関係の法的性質」)断立明・中井英雄編「医療運営法入門」(青林書院、第1版、1979年)、「特典な無名契約の一つ」(または清水義男「診療契約と医師の民事責任」民法雑誌22巻6号4頁(1985年))など。なお、いずれも無名契約であっても、それはビの典型的に近いのかが問題となっており、多くの説はそれを準委任契約に近いものとみている。

29) 方式は自由。明示・黙示を問わない、ただし、保健医療機関および社会保障機関については「緊急やむを得ない事由」がある場合を除き、被保険者医などの提出が要請されている。

30) a) 診療券の交付、診療の開始etc。

○雇用契約説³⁵⁾：当事者の一方が相手方の指示に従つて労務に服し、相手方がこれに報酬を支払う雇用の關係にあたると認める説。

○非典型契約説・無名契約説³⁶⁾：診療契約は、典型的契約の一つにはあてはまらず、それらを組み合せた混合契約または特殊な無名契約とみるべきであると解する説。

ii) 特約のある場合

○原則として診療契約における特約の有効性を認める³⁷⁾。

3) 契約の成立と終了

(1) 契約の成立

① 診療契約の成立要件

○意思表示の合致³⁸⁾、有効要件の具備。

○契約の適法性・妥当性

適法性：安楽死と称する自殺闇手、母体保護法の要件を満たさない人工妊娠中絶・堕胎・不妊手術etc。→ 違法行為=無効

妥当性：ヤクザの指輪etc。→ 公序良俗違反の法律行為=無効

② 診療契約の申込(患者側からの申込)

受付窓口における受診依頼・電話による受診依頼という形態

③ 診療契約の承諾(医療者側の承諾)

口頭での意思表示がない場合が通常は具体的にこれを特定するのは困難

→承諾の意思を推認することができる事実³⁹⁾があれば承諾があったものと認める。

④ 診療契約と契約自由の原則→診療契約においては契約自由の原則が削除

○ 診療契約の承諾の範囲⁴⁰⁾【医療契約】

※医師法第19条の性質

医師法第19条を認めた免許を認める免許と引換えに専ら因に対しても負う公法上の義務であり患者に

対するものではなく、したがつて、患者はその反対的利害を受けるにすぎないと解されている⁴¹⁾。

→医師が診療契約のない患者からの診療申込を拒否しても民事責任を負うことではないと解されていました⁴²⁾。

と解されていました⁴³⁾。

→不法行為責任が生ずるとの学説が展開³³

※現在の判例

「医師法19条項は……医師の応招義務を規定したものと解されるところ、同応招義務は直接には公法上の義務であり、したがって、医師が診療を拒否した場合でも、それが直ちに民事上の責任に結びつくものではないというべきである。しかしながら、右法条項の文旨内容からすれば、右応招義務は患者保護の側面をも有すると解されるとのから、医師が診療を拒否して患者に損害を与えた場合には、当該医師に過失があるという一端の推定がなされ、同医師において同診療拒否を正当ならしめる事由の存在、すなわち、この正当事由に該当する具体的事實を主張・立証しない限り、同医師は患者の被った損害を賠償すべき責任を負うと解するのが相当である。」³⁴

→ビのようにして契約を成立させるかをめぐって議論が展開。
①医師法第19条の文旨において法19条は医師の薬業倫理を明らかにした一般的な訓示規定といつよりは、診療を求める個々の患者に対する具体的な義務を定めた規定として理解すべきであるため、診療申込によって直ちに医師の承諾義務が発生し、これと同時に診療契約が成立すると解する説³⁵。
②医師の専門家としての地位、医業の性質が承認され、患者の医療行為を否定できることなどに鑑みるならば、民法上の作為義務としての診療義務が肯定されるべきであるから、診療の申込がなされば、正当事由のない限り、その時点で診療契約が成立し、診療拒否は過失なしで債務不履行を直ちに構成すると解する説³⁶。

③近時の「契約締結上の過失」理論を通して契約締結前の契約責任の拡大の動向と、医療契約締結に向けての交渉段階における医師の責任という利益状況からみて、一般的に医師の過失な診療拒否を債務不履行の範囲とすべきであると解する説³⁷。

○内容決定の自由の制限～過失責任抹消特約の制限なしし禁止

(2) 契約の終了

①機械的契約の通常の終了形態

期間の定めのある場合 →期間の満了：目的とする医療の完了

（期間の定めのない場合：解約申入れ（§617、627）～明確な解約申入れがないのが通常。

- a. 通常ではない終了形態
- b. 借物不履行があつた場合

債務の強制実現

報告拒否

契約の解除

33)たとえば、「患者の保護のために定められた診療上の権利に違反した場合には、それが公法上の債務違反であることとしても、医師に過失があるとの一端の推定を、医師の民事責任を認めてよいと思われる」とある。（加藤一郎編「注釈民法(19) 健権(10) 不法行為」163頁〔加藤一郎〕有斐閣、第1版、1985年）、「医師の生命・健康に対する具体的危険発生が予見可能であり、医師によってその結果が回避可能であるか否かによって、個々具体的に判断すべきはなからうか。」（平林勝臣「医療スタッフに対する法的規制」宇都木伸・平林勝臣編「フォーラム医事法学」(同学会社、通巻3、1997年)）などがある。

34)神戸地判平成4年6月30日判決458号127頁。
35)山口と「診療契約上の問題」山口和男・林豊雄「現代民事裁判の課題⑤ 診療過誤」108-109頁(新日本法規、第1版、1991年)。
36)新井背文「救急医療」判例636号123頁(1989年)（もっとも救急医療における救急告示病院の権利を前提とする議論であることに注意されたい）。なお山口と「診療契約上の問題」山口和男・林豊雄「現代民事裁判の課題⑤ 診療過誤」107頁(新日本法規、第1版、1991年参照)。
37)前田道明ほか「医療法」223頁(前田道明、第1版、2000年)、同「医療契約について」京都大学法学会「京大法学部百周年記念論文集 第3卷 民事法」111-112頁(有斐閣、1999年)。

○委任契約における解除（解約）自由の原則

～信頼関係が失われた場合には、契約関係を維持することは困難であるため、各当事者は特別な理由なくしていつでも解除することができる。(§651)
委任の解除には過及効は認められない。(§652)

○診療契約解除の制限（例外）

*診療を行う側：正当事由なくして契約の解除はできない（医師法第19条の解説）。

*診療を受ける側：事業上、経営が制限される。

←「已ムコト押サル事由」がなく「相手方ノ為メニ不利ナル時期」³⁸に委任を解約したときは、その抵当を阻害することを要するため。(§651②)

→診療契約を解除しても当事者間に不平等な結果にならないような事情があるときは、§651に基づく解約が可能。

○診療契約解除の方法

*解除の意思表示：相手方への一方的意志表示による（明示・暗示を問わない。推断的行為でもよい。）

b. 個別の契約类型ごとに定められている特別な終了原因

○当事者の死亡・破産・後見開始等（§653）

*当事者の死亡：勤務医の死亡：終了原因とはならない。

*当事者の破産：医療法人：破産すれば解散される（医療法§55）のため診療契約も終了。

個人開業医の破産／患者の破産：医療の特質上、当然には終了しない。

*受任者の後見開始：委任契約：受任者（医師）の後見開始の審判により終了する³⁹。

＊免許取消＝医師資格を失う。→診療契約終了

4) 契約の当事者

(1) 自由診療の場合

①診療を行う側～弱視者⁴⁰

②診療を受ける側

a. 意思能力⁴¹

（有する者の場合→行為能力の問題へ）

*法定代理説⁴²：親権者や後見人が患者を代理して契約を締結し、患者本人を契約当事者とする診療契約が成立すると解する説。

38)「4. 医師が手帳の準備をしたとき」。

39)医師法第33：未成年者：成年被後見人又は被監護人には、免許を与えない。

40)医師が個人で診療所を開設している場合は当該医師が契約的当事者となる。病院または診療所の開設者が公的機関である場合は設立者が契約的当事者あるいは各自治体が、医療法人である場合には当該法人が、それそれ契約の当事者となる。

41)契約締結後に意思能力を欠いていたことが判明した場合は、診療契約は無効となり、その間の医療行為は医療行為の範囲外に思われる。ただし、その者に対しても医療行為が患者以外の者の意思決定によって実施される場合であつても、医療事故が生じたときには、無効を理由として医療機関の責任が免除されないことはいうまでもない。

42)「4. 康者⁴³が6～7歳未満の未成年者の場合、乳幼児⁴⁴」。

43)最高判三小平成6年1月23日民集50卷1号1頁、大阪地判平成7年12月20日判時1595号97頁、辻伸行「医療契約の当事者について」（総合法第31号162頁（1990年）など。なお本院に対しても「意思能力のない患者を契約当事者とする」ことについては、その者に対しても医療行為が患者以外の者の意思決定によって実施される場合であつても、医療事故が生じたときには、無効を理由として医療機関の責任が免除されないことはいうまでもない。

44)最高判三小平成6年1月23日民集50卷1号1頁、大阪地判平成7年12月20日判時1595号97頁、辻伸行「医療契約の当事者について」（総合法第31号162頁（1990年）など。なお本院に対しても「意思能力のない患者を契約当事者とする」ことについては、その者に対しても医療行為が患者以外の者の意思決定によって実施される場合であつても、医療事故が生じたときには、無効を理由として医療機関の責任が免除されないことはいうまでもない。

*第三者のために対する契約説⁶³：被擔きなどの保護者が患者を受益者として第三者の

*不真正第三者のために対する契約説⁶⁴：被擔者が身上監護権(§820)に基づき、子供を成する契約。

*真意的契約説⁶⁵：法定代理人自身と診療機関との間に患者を受益者とする契約。

*不真正第三者のために対する契約説⁶⁶：被擔者が身上監護権(§820)に基づき、子供を

ためにする契約または不真正第三者のためにする契約が締結されると解する説。

*医療給付の対象とする不真正な第三者のためにする契約を医療機関との間に締結されるとともに、法定代理人によって患者本人と診療機関との間に締結されると解する説。

*不真正な第三者のために対する契約説⁶⁷：被擔者が意思能力がある行為能力者である場合

*不真正な第三者のために対する契約説⁶⁸：被擔者が意思能力を失った場合

*子供を受益者とする第三者のためにする契約が両親と医師との間に締結されると解する説。

*子供が単独で診療を求めているとき⁶⁹ →子供本人が契約当事者⁷⁰。

*治療を受けたか否か、どのような治療を受けるか否かについては、未成年者

ではあるが意思能力のある患者本人の「自己決定権」が尊重されるべきであ

るから⁷¹。

b 行為能力

有する者の場合

(○患者が意思能力者でかつ行為能力者である場合⁷²)

→患者本人が契約当事者

(○患者に意思能力も行為能力もあるが何らかの事情により例外的に意思能力を失った場合⁷³)

(患者が意思不明の者の場合⁷⁴)

（夫婦の一方が患者で地方配偶者が診療申込みをしたとき）

*真正／不真正な第三者のためにする契約説

*法定代理説：診療の申込みをした配偶者は日常家事代理権(§761)に基づき患者たる他の地方配偶者を代理して契約を締結したと解する説⁷⁵。

（夫婦以外の近親者が診療の申込みをしたとき）

*真正／不真正な第三者のためにする契約説

*近親者の行為を無効代理(§113)と解する説⁷⁶。

（交通事故で意思不明の患者を看護人等が病院に運び込んだとき⁷⁷）

*受診申込者と病院・医師との間に契約（第三者のためにする契約）が成立し、受診申込者の医療者に対する事務管理となると解する説⁷⁸。

44)最高裁判平成11年6月13日判例1023号225頁、神戸地判平成9年8月27日判時1654号75頁、名古屋地判平成1年2月17日判時1403号201頁、東京地判昭和56年4月24日判時348号147頁、岩国正判「診療契約」根木久嗣「裁判実務大系第17巻 医療過誤訴訟」29頁(吉林書店、1980年)など。なお本版と不真正第三者のためにする契約については、「そもそも『第三者のためにする契約』は、契約の効力は原則として契約当事者間に限り効力を及ぼすという私的自治原則の例外で、患者のために効果が発現される限りとして契約当事者間で権利を及ぼす」という見解表示は、この契約も最も重要な要件であり、それを不要とするならば、それは不真正とはいえ、「第三者のためにする」契約というには、あまりに不適切である。」との批判がある(前田進明ほか「医事法」211頁[前田進明](有斐閣、第1版、2000年))。

45)東京地八王子支那昭和62年9月1日判時552号217頁、東京地判昭和60年1月20日判時564号19頁、宮崎地判昭和47年3月31日判時562号64頁、新潟県文「診療契約説ではどのような点が採用法か」幕張会誌「論座・現代契約と現代債権の展開⑤ 新規および特徴的契約」253-254頁(日本評論社、第1版、1991年)など。なおこの場合は、第三者の受益の意思表示は不要となる。

46)宮崎地判昭和47年7月1日判時562号64頁、神戸地判崎崎支那昭和56年6月12日判時1013号96頁など。

47)10歳未満以上の成年者⁷⁹。

48)*交通事故や業務中患者による意思不明の患者⁸⁰。

49)生命・健康等の個人的权利に関する総括契約は代理に限らないとの批判がある。

50)この場合、医師・患者間に有効な契約が成立するためには無効代理行為の追認(§116)が必要となる。

51)終身扶養の場合、消防法第35条の5及び同第36条の6により、市町村や都道府県が終身扶養の義務を負っており、扶養費は、この扶養の履行補助者であり、必要があれば患者の医療について病院と契約を締結する権利を負っている、と解する見解に立てば、市町村または都道府県が契約の当事者ということになる。しかし、消防法上の権利は「公法上の権利」であり、個々の者に対する私法上の権利ではないという見解に立てば、この場合も、患者管理の法理で処理することが妥当といふことになる。

52)西原道雄「医療と民法」大阪府医師会編「医療と法律」203頁(法律文化社、第1版、1971年)。

*病院・医師と健保者との間に直接に事務管理が成立したものとする説⁸¹。

*受診申込者おより病院・医師ともに健保者に対する事務管理者たる地位に立つものとする説⁸²。

（被擔者等の法定代理人が同行したとき）→同行した法定代理人が契約当事者⁸³。

*子供を受益者とする第三者のためにする契約が両親と医師との間に締結されると解する説⁸⁴。

（子供が単独で診療を求めているとき）→子供本人が契約当事者⁸⁵。

*治療を受けるか否か、どのような治療を受けるか否かについては、未成年者ではあるが意思能力のある患者本人の「自己決定権」が尊重されるべきであるから⁸⁶。

(2) 社会保険診療の場合

a 保険者・被保険者当事者説⁸⁷：保険医療の下では、保険医療機関は保険者の被用者ないし

雇用補助者ともいいうべき立場に立つのであり、診療契約は

保険者と被保険者の間に締結されると解する説。

b 被保険者・保険医療機関当事者説⁸⁸：診療契約は患者と保険医療機関との間に成立するものであり、保険は医療費の支払システムにとどまり、

保険医療機関が保険者に対して公法上の義務を負担

することや、被保険者たる患者と保険者との間に公

法上の法律關係が存在することと相容れないもので

はないと解する説。

保険診療は、保険者を要請者、医師等を陪考者、患者

三者を受益者とする第三者のためにする契約によ

ることであり、保険診療の契約当事者は保険者と医師

等であって、患者=被保険者は契約当事者ではないと

5) 契約の効力

(1) 診療行為の範囲

（抽象的） 診療法意義説⁸⁹ (§644)

→診療當時のいわゆる臨床医学の実態における医療水準に従うこと。

「医師と患者との間ににおいて締結されるいわゆる診療契約は、医師が、善良なる管理者の注意をもって、診療當時のいわゆる臨床医学の実態における医療水準に従い、患者の病的症状の医学的解明をするとともに適切な治療行為を施すことを債務の範囲⁹⁰ 所属すべき特徴的契約」253-254頁(日本評論社、第1版、1991年)など。なおこの場合は、第三者の

代償権の範囲⁹¹ 所属すべき特徴的契約⁹² 253-254頁(日本評論社、第1版、1991年)など。なおこの場合は、第三者の受益の意思表示は不要となる。

47)高麗英弘「医師と患者の法律問題」立川・中井英輔編「医療過誤法」62頁(青林書院、第1版、1994年)。

58)もっとも、この場合、診療報酬請求権の相手方は未成年者だけとなるが、本人とともに医療機関を履行する権利たる医療被扶養者が診療報酬支払権につき通常して責任を負うべきであるだろう。

59)松谷重治「医師からみた法律」大阪府医師会編「医療と法律」9頁以下(法律文化社、第1版、1971年)など。

60)東京地判昭和56年9月26日判時446号157頁、東京地判昭和49年4月2日下民集25卷1-4合併号226頁、東京地判昭

和47年9月25日判時277号155頁、野田宜「医療をめぐる民法上の問題」羅野英一編「民法講座」別巻2・231頁(有斐

閣、第1版、1990年)など。

61)大阪地判昭和60年6月28日判時55号170頁。なお本院は、知事による指定医療機関の特定の法的性質は国の規

則としての知事が、被保険者のために保険者に代わって医療の給付、診療方針、診療報酬など医療保険等に規定されている条款を内容として医療機関との間に締結する公法上の実務的・附隨的契約であると解する通説に従ったものであると解されている(野田宜「医療と法律」141頁(日本評論社、第1版、1974年))。